

## 高等学校等就学支援金に係る意向確認書

平成 年 月 日

7月以降の就学支援金の受給について確認したいので、以下の1または2のいずれかに該当する場合には、必要事項を記入のうえ学校に提出してください。

(7月13日までに、収入状況届出書または認定申請書を提出する場合には、意向確認書を提出する必要はありません。)

### 高等学校等就学支援金に係る意向確認書

以下の空欄に生徒本人が署名すること。(保護者による代筆も可能です。)

クラス	
ふりがな	
生徒の氏名	姓 名
生徒の現住所	〒

◇ 該当する番号を○で囲んでください。

1	<p>高等学校等就学支援金の収入状況届出書等を提出しません。 (本年7月から翌年6月分までは、授業料を納付します。)</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4～6月分の就学支援金を受給しておらず、7月以降も引き続き受給しない場合</li> <li>・4～6月分の就学支援金を受給していたが、7月以降は受給しない場合</li> </ul>
2	<p>高等学校等就学支援金の収入状況届出書を平成 30 年 月 日までに提出します。</p> <p>【対象者】</p> <p>4月～6月分の就学支援金を受給しており、7月以降も引き続き就学支援金を受給するつもりであるが、収入状況届出書の提出が遅れる見込みである場合。</p>

◇ 2を選択された方は、平成30年7月31日が締切日ですので、その日までに必ず提出してください。

締切日までに収入状況届出書(添付書類を含む。)の提出が無い場合には、7月から提出がある月まで就学支援金の支給が差し止められ、授業料を納付することになります。